

橋梁点検業務委託に係る特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する「橋梁点検業務委託業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務は、静岡県道路公社が管理する橋梁の定期点検（以下「点検」という）を行うものであり、本特記仕様書は「業務委託共通仕様書 平成30年度版 静岡県交通基盤部」（以下、「共通仕様書」という）を補完するものである。

第2条 業務目的

本業務は、静岡県道路公社が管理する橋梁の損傷及び変状を早期に把握することにより、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るため、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成27年度改訂 平成28年3月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課」（以下「点検マニュアル」）に基づく橋梁点検を実施し、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

第3条 対象橋梁

業務の対象とする橋梁は、設計図書で定める橋梁とする。

第4条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- 1) 業務委託共通仕様書 平成30年度版 静岡県交通基盤部
- 2) 静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成27年度改訂 平成28年3月
静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- 3) 道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省道路局
- 4) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省道路局 国道・防災課
- 5) その他 関連基準

第5条 業務内容

1 計画・準備

（1）業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を監督員に提出する。なお、共通仕様書第1110条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、記載内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

（2）資料収集

業務目的を把握した上で、点検に必要な橋梁台帳等の既存資料を収集整理する。また、県が貸与する「静岡県橋梁点検調査作成システム」（以下「点検システム」という）に橋梁諸元を入力する。

（3）現地踏査

点検に先立ち、現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

（4）点検実施計画書作成

現地踏査の結果を踏まえ、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1) 対象橋梁位置図（全数）
- 2) 現地踏査の調査記録（橋梁毎）
- 3) 橋梁点検方法（橋梁毎）
- 4) 実施体制（橋梁毎）
- 5) 実施工程表（橋梁毎）
- 6) 仮設備計画（橋梁毎）
- 7) 使用建設機械（橋梁毎）
- 8) 安全管理計画（交通規制含む）（橋梁毎）
- 9) 環境対策（橋梁毎）
- 10) 連絡体制（緊急時含む）（橋梁毎）
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

現地踏査や関係機関協議の結果を踏まえ、足場、支障木伐採、橋梁点検車運転日数、交通誘導員数、保安施設等について、実施計画書の提出時に監督員と協議する。

(5) 関係機関協議

必要に応じて、関係機関協議に伴い必要となる資料の収集・作成を行う。

(6) 橋梁一般図の作成

橋梁一般図やマイクロフィルム等の既存資料が無く、損傷図の作成が困難な場合は、現地計測を行い、点検に最低限必要な橋梁一般図を作成する。

2 定期点検（A）及び定期点検（B）

橋梁毎に発注者が指定する点検種別（定期点検（A）又は定期点検（B））により点検を行う。

(1) 状態の把握

点検は、全ての部材についてその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接し目視により部材の状態を評価する。必要に応じて、現地計測（補修補強箇所の追加や添架物件の追加等）を実施し、橋梁一般図の修正を行う。また、必要に応じ触診や打音を含む非破壊検査等を併用する。

なお非破壊検査等の対象範囲や方法については「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」を参考にする。

点検は、梯子、点検車、足場等を使用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、監督員との協議により、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を確認した場合には、速やかに監督員に報告する。添架物件に損傷を発見した場合も監督員に報告する。

(2) 損傷状況の記録・損傷の評価

定期点検（A）で作成する損傷図は、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成27年度改訂 平成28年3月」の記載例を参考に、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。また、損傷程度の評価は、点検マニュアルに基づき行う。

(3) 健全性の診断

点検システムを使用して、健全度Ⅰ及び健全度Ⅱを算出する。損傷の状態、その原因や進展の予測、全体の機能等へ与える影響等について技術的に判断し、部材単位毎及び橋梁毎に健全性の

診断（Ⅰ～Ⅳの判定）を行う。

(4) 第三者被害予防措置（打音検査）

- ① 桁下を道路が交差する場合
- ② 桁下を鉄道が交差する場合
- ③ 桁下を公園あるいは駐車場として使用している場合
- ④ 接近して側道又は他の道路が併行する場合

等、第三者被害の危険性が想定される橋梁については、監督員との協議のうえ「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」により必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、点検結果は損傷図に記載する。

3 溶接調査

(1) 調査方法

発注者が指定する橋梁を対象に、完全溶け込み溶接のある落橋防止装置等の鋼製ブラケットについて、溶接の施工状況を確認する。手動超音波探傷試験により、試験可能な溶接継手全長について、設計図面どおりの完全溶け込み溶接が施工されているかどうかを確認する。なお、検査レベルは製作当時の検査レベルとする。

検査技術者は、手動超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格を有する者とする。

(2) 調査数

1次調査はサンプル調査とし、落橋防止装置等の工事契約毎に15基の試験を行う。1工事契約での設置数が15基に満たない場合は、全数の試験を行う。1次調査により溶接不良が確認され、監督員の指示があった場合は、2次調査として全数の試験を行う。

(3) 報告書

超音波探傷試験の検査報告書には、成績表、検査結果一覧表、資格証明書、超音波探傷器性能測定試験成績書を添付する。

4 照査

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に行わなければならない。「基本条件の照査項目の一覧表（橋梁定期点検）（照査①）」、「細部条件の照査項目の一覧表（橋梁定期点検）（照査②）」、「成果品の照査項目の一覧表（橋梁定期点検）」に基づき、照査を実施することとする。

また、橋梁点検業務1業務につき照査一覧表を1部提出とする。

5 報告書作成

点検結果は、発注者から貸与された点検システムを使用し、定められた様式に必要な事項を入力し、点検結果のデータ処理、橋梁一般図の編集、橋梁点検調査表の作成、損傷図の作成、損傷写真等の登録・編集、現地と橋梁台帳に相違が確認された場合は橋梁台帳の修正を行い、点検結果に関する帳票類と橋梁診断書をまとめて報告書を作成する。なお、点検記録表（国様式）の点検責任者の欄には、健全性の診断（Ⅰ～Ⅳ）まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、各橋梁について、桁下状況、交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に記載すること。

市町管理の橋梁と一括して行う業務では、点検に用いた仮設備、建設機械、交通整理人の数量

を県管理分と市町管理分でそれぞれ集計を行い、報告書に記載すること。

第6条 管理技術者の配置及び資格

本業務では、静岡県道路公社業務委託契約約款第10条及び共通仕様書第1107条で規定する管理技術者を配置しなければならない。なお、本業務の管理技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

- ア 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- エ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス、又は、橋梁）
- オ コンクリート診断士
- カ 土木鋼構造診断士

なお、管理技術者は、第7条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

第7条 担当技術者の配置及び資格

橋梁点検は以下の①～④いずれかの資格を有する者が行い、1つの橋梁について点検から診断までを同一者が行うこと。

- ① 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
 - ② 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
 - ③ R C C M（道路）
 - ④ 国土交通省登録技術者資格（施設分野等：橋梁一業務：診断）として認められた資格
- ※④のうち、該当する橋種のみ診断を行うことができる資格について、点検対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

複数の点検対象橋梁がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。

上記資格を有しない者は点検補助員とする。

第8条 照査技術者の配置及び資格

照査技術者については、以下のいずれかの資格を有すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- エ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス、又は、橋梁）

なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

第9条 安全管理

受注者は、点検作業にあたり交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

第10条 関係機関協議資料作成

橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

第11条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、市町担当者同席のうえ各打合せを行う。

1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時及び現地での点検終了時等の区切りにおいて2回行う。応急対策が必要な場合や、本庁との打合せが必要となった際には、打合せを追加する。

3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4) その他監督員が必要と認めた場合

第12条 資料の提供

本業務に必要な資料（過去の点検結果・橋梁台帳）及び点検システムは、発注者より受注者へ提供または貸与する。

第13条 成果品

報告書と点検結果等の電子データを格納したCD：2部、紙：2部。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、成果品の必要な範囲についてCD：1部、紙：1部を該当市町分追加する。

第14条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。